

地方税法施行令等の一部を改正する等の政令要綱

第一 地方税法施行令に関する事項

一 道府県民税及び市町村民税

1 法人税割の税率引下げに伴い、外国税額控除の限度額の計算方法等について所要の措置を講ずること。
と。（第九条の七、第四十八条の十三関係）

2 修正申告書の提出又は納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、その修正申告又は増額更正に係る個人の道府県民税若しくは市町村民税の所得割又は法人の道府県民税若しくは市町村民税について期限内申告書又は期限後申告書が提出されており、かつ、当該期限内申告書又は期限後申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった後に当該修正申告書の提出又は増額更正があったときの延滞金の計算期間の方法について、細目を定めること。（第九条の九の六、第九条の十、第四十八条の九の九、第四十八条の十五の五、第四十八条の十六の二関係）

3 特定寄附金の支出について、法人の道府県民税及び市町村民税の特定寄附金税額控除の適用は、その支払がなされるまでの間、なかったものとする措置を講ずること。（附則第五条の三関係）

二 事業税

1 特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する付加価値額とみなす金額の計算等に用いる事務所又は事業所の従業者の数について、外国の事務所又は事業所を有しない内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有することとなった場合又は特定内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなった場合には、当該事業年度に属する各月の末日現在における事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数によるものとする等の所要の措置を講ずること。（第二十条の二の十九、第二十条の二の二十、第二十条の二の二十三、第二十条の二の二十五、第二十一条の八、第二十三条、附則第六条の二関係）

2 修正申告書の提出又は納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、その修正申告又は増額更正に係る法人の事業税について期限内申告書又は期限後申告書が提出されており、かつ、当該期限内申告書又は期限後申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった後に当該修正申告書の提出又は増額更正があったときの延滞金の計算期間の方法について、細目を定めること。（

第三十三条の二、第三十三条の三関係）

3 個人の法の施行地外の事業に帰属する所得とみなす金額の計算に用いる事務所又は事業所の従業者の数について、法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する個人で外国の事務所又は事業所を有しないものが課税標準の算定期間の中途において外国の事務所又は事業所を有することとなった場合又は外国の事務所又は事業所を有する個人が課税標準の算定期間の中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなった場合には、当該算定期間に属する各月の末日現在における事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該算定期間の月数で除して得た数によるものとする措置を講ずること。（第三十五条の三の十関係）

4 都道府県が市町村に交付すべき法人の事業税額を算出する際に当該都道府県に納付された法人の事業税額に相当する額に乗じる率を百分の五・四とすること。（第三十五条の四の四、第五十七条の二の四関係）

5 都道府県が法人の事業税の一部を市町村に交付する場合において、その交付時期を八月、十二月及び三月とするとともに、交付時期毎に交付すべき額を規定すること。（第三十五条の四の五、第五十七条の二の五関係）

6 電気供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業を行う法人から電気事業法に規定する託送供給を受けて電気の供給を行う場合における当該法人の各事業年度の収入金額について、当該電気の供給に係る収入金額から控除する金額を、当該電気の供給を行う法人が同法に規定する託送料金として他の電気供給業を行う法人に対して支払うべき金額に相当する金額とすること。
。（附則第六条の二関係）

7 ガス供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される他のガス供給業を行う法人からガス事業法に規定する託送供給を受けてガスの供給を行う場合における当該法人の各事業年度の収入金額について、当該ガスの供給に係る収入金額から控除する金額を、当該ガスの供給を行う法人が同法に規定する託送料金として他のガス供給業を行う法人に対して支払うべき金額に相当する金額とすること。
。（附則第六条の二関係）

8 一般送配電事業者が対象特定実用発電用原子炉設置者が原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律の規定により使用済燃料再処理機構に対して支払う金銭に相当する金額を当該対象特定実用発電用原子炉設置者に交付する場合にお

- ける当該一般送配電事業者の各事業年度の収入金額から控除する金額を、当該一般送配電事業者が当該特定実用発電用原子炉設置者が使用済燃料再処理機構に対して支払う金銭として当該対象特定実用発電用原子炉設置者に対して交付すべき金額に相当する収入金額とすること。(附則第六条の二関係)
- 9 特定寄附金の支出について、法人の事業税の特定寄附金税額控除の適用は、その支払がなされるまでの間、なかったものとする措置を講ずること。(附則第六条の二の二関係)

三 地方消費税

地方消費税に係る徴収取扱費の支払について、次のとおり見直すこと。

- 1 貨物割に係る徴収取扱費について、徴収取扱費算定期間内に各都道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額の十七分の十に相当する額に百分の〇・五五を乗じて得た金額を国に支払うこと。(第三十五条の十七関係)

- 2 譲渡割に係る徴収取扱費について、徴収取扱費算定期間内に各都道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額の十七分の十に相当する額に百分の〇・五五を乗じて得た金額を国に支払うこ

と。(附則第六条の十一関係)

四 不動産取得税

1 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構がその本来の事業の用に供する不動産に係る非課税措置について、その対象となる不動産の細目を定めること。(第三十六条の三関係)

2 中小企業者が取得する患者が継続して利用するために必要な機能及び個人の主体的な健康の保持増進への取組を積極的に支援する機能を有する一定の薬局の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置について、その対象となる不動産の細目を定めること。(附則第七条関係)

五 自動車取得税

自動車取得税を廃止することに伴う所要の規定の整備を行うこと。(第二章第七節関係)

六 自動車税

1 自動車に付加して一体となっている物について、その細目を定めること。(第四十四条関係)

2 環境性能割の納税義務者に含まれない運行以外の目的に供するため自動車を取得した者について、その細目を定めること。(第四十四条の二関係)

3 環境性能割が非課税となる一定の法人の分割又は現物出資により取得した自動車について、その細目を定めること。（第四十四条の三関係）

4 道府県が市町村（特別区を含む。5において同じ。）に交付すべき環境性能割額を算出する際に当該道府県に納付された環境性能割額に相当する額に乗じる率を百分の九十五とすること。（第四十四条の七関係）

5 道府県が環境性能割を市町村に交付する場合において、その交付時期を八月、十二月及び三月とするとともに、各交付時期に交付すべき額を規定すること。（第四十四条の八関係）

6 被災自動車等又は対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと道府県知事が認める自動車を取得した場合の当該取得された自動車に係る環境性能割の特例措置について、その対象となる者の範囲を被災自動車等の所有者又は対象区域内用途廃止等自動車等若しくは対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなった対象区域内自動車等の自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者（当該所有者が個人である場合にはその相続人、当該所有者が法人である場合には合併法人等を含む。）とすること。（附則第三十二条関係）

7 対象区域内自動車等（自動車であるものに限る。）が対象区域内用途廃止等自動車等に該当する場合には、対象区域内自動車等の所有者は、一定の書類を当該対象区域内自動車等の主たる定置場所在の道府県の知事に提出すること。（附則第三十二条の二関係）

七 固定資産税及び都市計画税

1 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる業務の細目を定めること。（第五十一条十五の十関係）

2 農業協同組合等が取得した農林漁業者の共同利用に供する機械及び装置に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象から一定の資金の貸付けを受けて取得した機械及び装置を除外すること。（第五十二条の二の二関係）

3 熱供給事業者が新設した熱供給事業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる資産の細目規定を廃止すること。（第五十二条の十関係）

4 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の認定を受けた事業者（以下「総合効率化事業者

「という。」が新設又は増設した流通機能の高度化及び流通業務の省力化に寄与する一定の倉庫に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる倉庫の要件に貨物自動車運送事業の用に供する事務所及び駐車施設の併設、到着時刻表示装置の設置又は特定搬出用自動運搬装置の設置のいずれかに該当するものであること等を加えること。（附則第十一条関係）

5 総合効率化事業者が新設又は増設した流通機能の高度化及び流通業務の省力化に寄与する一定の倉庫の附属設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる資産の細目を定めること。（附則第十一条関係）

6 日本貨物鉄道株式会社以外の鉄道事業者等である総合効率化事業者が取得した貨物の運送の用に供する設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる資産の細目を定めること。（附則第十一条関係）

7 鉄軌道事業者が取得した新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置の対象に追加した日本貨物鉄道株式会社以外の鉄道事業者等である総合効率化事業者が取得した一定の車両について、その対象となる資産の細目を定めること。（附則第十一条関係）

8 鉄道事業者等がその事業の用に供する鉄道施設等を高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する公共交通移動等円滑化基準に適合させるために実施する一定の鉄道駅等の改良工事に より取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる鉄道駅等に前年度の一日当たりの平均的な利用者の人数が十万人以上である駅等からの距離が百キロメートル以内の駅等を追加すること。（附則第十一条関係）

9 防災上重要な道路における無電柱化のため、道路の地下に埋設するために新設した地下ケーブル等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる事業者及び防災上重要な道路の細目を定めること。（附則第十一条関係）

10 高齢者等の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる住宅に床面積要件（改修後の住宅の床面積が五十平方メートル以上）を加えた上、その対象となる改修工事に要した費用の要件を五十万円超（国又は地方公共団体からの補助金等をもって充てる部分を除く。）（現行五十万円超（地方公共団体からの補助金等をもって充てる部分を除く。））とすること。（附則第十二条関係）

11 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる住宅に床面積要件（改修後の住宅の床面積が五十平方メートル以上）を加えた上、その対象となる改修工事に要した費用の要件を五十万円超（国又は地方公共団体からの補助金等をもって充てる部分を除く。）（現行五十万円超）とすること。（附則第十二条関係）

八 軽自動車税

1 三輪以上の軽自動車に付加して一体となっている物について、その細目を定めること。（第五十二条の十八関係）

2 環境性能割の納税義務者に含まれない運行以外の目的に供するため三輪以上の軽自動車を取得した者について、その細目を定めること。（第五十二条の十九関係）

3 環境性能割が非課税となる一定の法人の分割又は現物出資により取得した三輪以上の軽自動車について、その細目を定めること。（第五十二条の二十関係）

4 軽自動車税の環境性能割を課する三輪以上の軽自動車の主たる定置場所在の道府県（以下「定置場所在道府県」という。）の知事は、軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金として納付され

た額を、軽自動車税の環境性能割を課する三輪以上の軽自動車の主たる定置場所在の市町村（以下「定置場所在市町村」という。）に払い込む場合には、当該払い込む額その他必要な事項を定置場所在市町村の長に対し通知するものとする。 （附則第十五条の二の二関係）

5 定置場所在道府県の知事は毎年六月三十日までに、定置場所在市町村の長に対し、前年度の環境性能割の申告等の件数、当該申告等に係る納付すべき軽自動車税の環境性能割額等を報告するものとする。 （附則第十五条の二の三関係）

6 定置場所在市町村が定置場所在道府県に交付すべき環境性能割に係る徴収取扱費について、その細目を定めること。 （附則第十五条の二の四関係）

7 被災自動車等又は対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと道府県知事が認める三輪以上の軽自動車を取得した場合の当該取得された三輪以上の軽自動車に係る環境性能割の特例措置について、その対象となる者の範囲を被災自動車等の所有者又は対象区域内用途廃止等自動車等若しくは対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなった対象区域内自動車等の自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者（当該所有者が個人である場合にはその相続人、当該所有者

が法人である場合には合併法人等を含む。）とすること。（附則第三十四条関係）

8 対象区域内軽自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等、対象区域内用途廃止等二輪自動車等又は対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に該当する場合には、対象区域内軽自動車等の所有者は、一定の書類を当該対象区域内軽自動車等の主たる定置場所在の市町村長に提出すること。（附則第三十五条関係）

九 事業所税

熱供給事業法に規定する熱供給事業の用に供する施設に対する非課税措置について、その対象となる施設の細目規定を廃止すること。（第五十六条の三十一関係）

十 国民健康保険税

1 基礎課税額に係る課税限度額を五十四万円（現行五十二万円）に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を十九万円（現行十七万円）に引き上げること。（第五十六条の八十八の二関係）

2 国民健康保険税の減額の基準について、五割（四割・三割）減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗ずべき金額を二十六万五千元（現行二十六万円）に、二割減額の対象となる所得の

算定において被保険者の数に乗すべき金額を四十八万円（現行四十七万円）に引き上げること。（第五十六条の八十九関係）

十一 その他

1 相続人の代表者の指定をした場合の届出書について、相続人及び相続人の代表者の個人番号の記載を要しないこととする。 （第二条関係）

2 第二次納税義務を負う事業を譲り受けた特殊関係者について、その範囲を規定すること。 （第五条関係）

第二 地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令の一部を改正する政令に関する事項

農地法の改正に伴い、所要の措置を講ずること。 （昭和六十一年改正令附則第四条関係）

第三 地方税法施行令の一部を改正する政令に関する事項

農地法の改正に伴い、所要の措置を講ずること。 （平成七年改正令附則第三条関係）

第四 地方税法施行令の一部を改正する政令に関する事項

地方消費税の徴収取扱費に関する経過措置等を定めた地方税法施行令の一部を改正する政令について、以下のとおり規定の整備を図ること。（平成二十六年改正令附則第四条関係）

1 平成二十九年度内の期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払いについて、貨物割に係る徴収取扱費基礎額を、各徴収取扱費算定期間に当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額の十九分の十に相当する額とすること。

2 平成二十九年度内の期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払いについて、譲渡割に係る徴収取扱費基礎額を、各徴収取扱費算定期間に当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額の十九分の十に相当する額とすること。

第五 地方税法施行令等の一部を改正する政令に関する事項

1 租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の事業税又は個人の市町村民税の徴収の猶予を受けるための申請書について、猶予を受けようとする者の個人番号の記載を要しないこととすること。

（平成二十七年改正令第一条関係）

2 平成二十九年四月一日に施行することとされている欠損金の繰越控除制度について、平成三十年四月

一日に施行することとする。 (平成二十七年改正令附則第一条関係)

第六 地方自治法施行令に関する事項

法人事業税交付金及び環境性能割交付金の創設に伴い、特別区財政調整交付金に関する規定について所要の見直しを行うこと。 (第二百十条の十、第二百十条の十二関係)

第七 地方財政法施行令に関する事項

地方法人特別税等に関する暫定措置法が廃止されることに伴い、標準的な規模の収入の額の算定方法を定める規定等について所要の見直しを行うこと。 (附則第十条から第十六条まで関係)

第八 国税収納金整理資金に関する法律施行令に関する事項

地方税法等の一部を改正する等の法律 (平成二十八年法律第 号) 附則第三十一条第九項又は第三十二条の規定による支払金は、国税収納金整理資金に関する法律第二条第二項の政令で定める支払金に含まれるものとする。 (附則第二十一項関係)

第九 地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令に関する事項

地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令は、廃止すること。

第十 その他

1 その他所要の規定の整備を行うこと。

2 前記第五の改正は公布の日から、第一の一の二、第一の二の二及び第一の十一の改正は平成二十九年一月一日から、第一の一の1、第一の二の4及び5、第一の五、第一の六、第一の八、第六、第七並びに第九の改正は平成二十九年四月一日から、第八の改正は平成三十年八月一日から、第一の七の4から7までの改正は流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から、第一の一の3及び第一の二の9の改正は地域再生法の一部を改正する法律の施行の日から、第一の二の8の改正は原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から、第一の二の7は電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行の日から、その他の改正は平成二十八年四月一日から施行すること。